

# 公売のしおり

公売の手続等については、公売公告に記載した事項のほか次に掲げる取扱手続によって行われることとなっておりますので、公売財産を買い受けようとする方は、これらの事項を十分承知のうえ公売に参加してください。

なお、不明な点については、各執行機関までお問い合わせください。

## 1 公売保証金の納付

公売保証金の納付を条件とする公売の場合には、所定の金額を現金又は小切手(群馬中央手形交換所参加地域を支払地とする銀行、信用金庫振出の預金小切手に限ります。)で入札前に公売会場で納付しなければなりません。

## 2 入札による公売

- (1) 入札書の用紙は、公売会場備え付けのものを使用し、字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。
- (2) 入札書を書き損じたときは、訂正しないで新たな入札書用紙を請求してください。
- (3) 入札書の入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- (4) 入札書の記載にあたっては、入札書の注意事項に留意のうえ、記載もれ及び誤記のないことを確かめたうえで提出してください。
- (5) 一度提出した入札書については、引換、変更又は取消しができません。
- (6) 入札をしようとする者が、一つの公売財産について複数の入札書を提出した場合には、いずれの入札書も無効なものとしします。
- (7) 入札書には、架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- (8) 数人が共同して入札する場合(以下「共同入札」という。)には、共同入札者全員が来場し連署したうえ、各人の持分を付記してください。
- (9) 共同入札を行う場合において、共同入札者の中から代表者を指名する場合には、「共同入札代表者の届出書」等を提出してください。入札の際には、共同入札用の入札書に代表者である旨を明記して共同入札者全員を連署した上、各人の持分を付記してください。
- (10) 法人が入札する場合には、その入札行為を行う者の役職及び氏名を入札書の適宜の箇所に記載してください。この場合において、その役職名では代表権限を有するか否か不明の場合には、代表権限を有することを証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出してください。
- (11) 代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
- (12) 入札書は、入札者の面前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所に出席しないときは、公売事務に関係のない職員を立ち合わせて開札します。
- (13) 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価である者を最高価申込者とし、売却決定期日に売却決定します。この場合において、所定の条件を欠いている入札は、入札がなかったものとしします。

なお、最高価申込者となるべき同価の最高入札者が2人以上あるときは、その入札者間で追加入札をして最高価申込者を定めます。この場合に追加入札の価額がなお同価であるときは、くじにより決定します。

ア 追加入札の価額は、追加入札の基因となった入札価額以上としなければなりません。

イ 追加入札をする者が棄権したときは、棄権をした者については当初の価額で入札があったものとします。

ウ くじをする場合に、公売の場所にいない者又はくじを行わない者があるときは、公売事務に関係のない職員がその者に代わってくじを行います。

エ 追加入札をする場合の公売保証金は、当初に納付した公売保証金を充当しますから、追加して提出する必要はありません。

オ 公売財産が課税財産であるか非課税財産であるかに関わらず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額によって売却決定を行います。

- (14) 不動産等の公売において入札価額が、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）による入札者は次順位買受申込者となることができます。

なお、次順位買受申込者となるべき同価額の入札者が2人以上あるときは、くじにより決定します。

### **3 買受人の制限**

公売公告の条件に違反した者又は国税徴収法第92条、第108条等法令の規定により買受人となることができない者は、買受人となることができません。

各自治体の暴力団排除条例第2条に該当する方（暴力団員等）は公売の買受人となることができません。公売により最高価申込者等になった方等については、各自治体の暴力団排除条例に基づき、該当の有無を関係機関に照会することがあります。

### **4 公売保証金の返還**

最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後直ちに返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

なお、公売保証金の返還を受ける者が、営利法人又は個人の不動産業者等の場合は、200円の収入印紙が必要です（ただし、公売保証金が5万円未満の場合は必要ありません）。

### **5 買受代金の納付**

売却決定を受けた者は、公売公告に定められた期限までに買受代金を現金又は小切手（群馬中央手形交換所参加地域を支払地とする銀行、信用金庫振出の預金小切手に限る。）で納付しなければなりません。もし所定の期日までに代金を納付しない場合には、売却決定を取り消すことがあります。この場合、納付した公売保証金があるときは返還することなく滞納者の徴収金に充当します。

## **6 権利移転の時期及び危険負担**

買受代金を納付したときをもって権利移転します。したがって、買受代金納付後は買受人の所有となりますから、財産の棄損、焼失等による損害は、買受人の負担となります。なお、権利移転の時期について他の法令等により制限のある場合、これに従います。

## **7 登記又は登録財産の権利移転及び登録免許税等の負担**

公売財産について、権利移転のため登記又は登録を必要とするもののうち、他の法令により特別の定めのあるものを除いて、買受人の請求に基づいて市町長又は行政県税事務局長が権利移転の手続を行います。

この場合の登録免許税等の費用は、買受人の負担となりますから、それに相当する現金等を買受代金とともに提出してください。なお、買受代金納付後において、当該費用の提供がない場合は、差押えの登記(録)の抹消は行いません。

## **8 公売の取消し**

公売財産の買受人が買受代金を納付する時までには納税者が滞納徴収金を完納したとき等の場合においては、公売を取り消します。

## **9 買受申込み等の取消し**

買受申込み等の取消しは、公売手続等に関し不服の申立て等があり、公売手続が停止された場合に限りすることができます。ただし、その取消しの申出は、公売手続の停止期間中に限られます。

なお、この場合に納付した公売保証金があるときは、買受申込み等を取り消した者に返還します。

## **10 公売保証金の帰属**

国税徴収法第108条第2項の規定により買受申込み等が取り消された場合の公売保証金は、市町及び県の収入に帰属します。